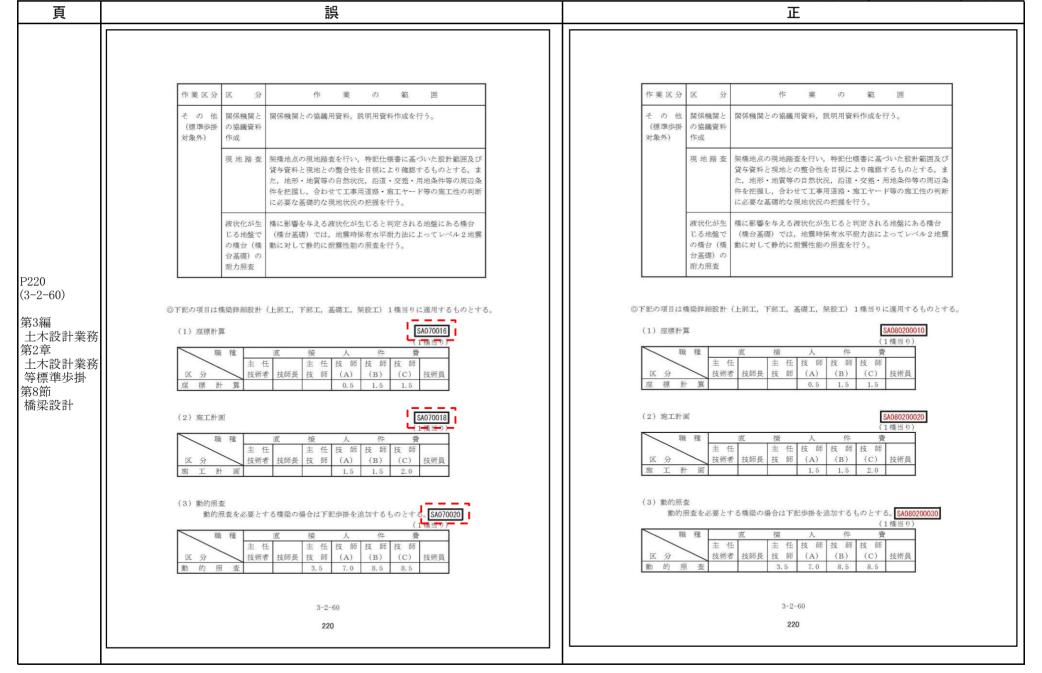
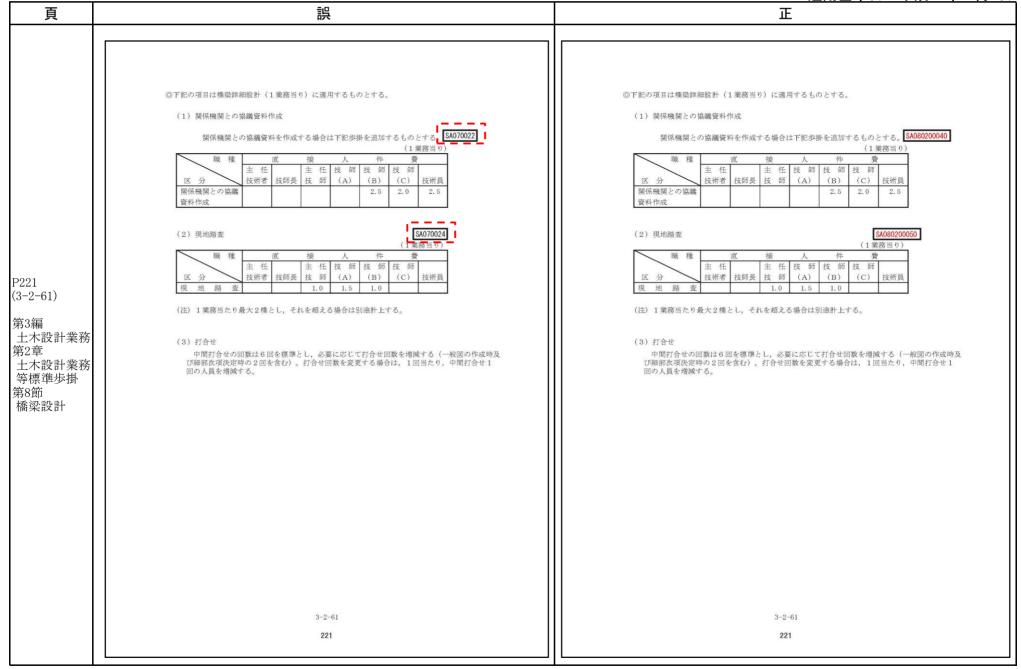


頁	誤	正
	(5) コントロールポイントとなる橋台 (地震時に液状化が生じる地盤上の場合), 橋脚を有し, 地震時保有水平耐力法による耐力照査を実施する場合は, 1 基当たり下妻を追称する。	(5) コントロールポイントとなる橋台 (地震時に液状化が生じる地盤上の場合) , 橋脚を有し、地震時保有水平耐力法による耐力照査を実施する場合は、1 基当たり下表を追加する。なお、設計条件等により必要に応じて追加できるものとする。
P217 (3-2-57) 第3編 土木設計業務 第2章 土木設計業務 等標準歩掛 第8節 橋梁設計	[禰長輔正式の値%] (7) 関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。 (1 案務当り) 職 種	[橋長輔正式の値%] (7) 関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。 (1業務当り) 職 種 直 接 人 件 要 主 任 技 師 技 師 技 師 技 師 技 師 技 所 技 所 技 所 技 所 技 所
	(9) 打合せ 中間打合せの回数は6回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する(設計計算を実施する前の 数種の比較検討築選定時、最適案決定時の2回を含む)。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、 中間打合せ1回の人員を増減する。 (10) 景観検討については別途計上する。	(9) 打合せ 中間打合せの回数は6回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する(設計計算を実施する前の 数種の比較検討案選定時、最適案決定時の2回を含む)。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、 中間打合せ1回の人員を増減する。 (10) 景観検討については別途計上する。
	3-2-57 21 7	3-2-57 217





適用基準日:平成30年10月1日

8-2-1 コンクリート上部工

(1) 適用範囲

本歩掛は、コンクリート権上部構造を道路様示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、 排水装置 真爛及び吹力計質を必要としたい付券施設の設計を含む場合に適用する すた 契設計 画(トラック〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設)は含 まれるが、架設計画、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計、橋梁付属物等(照明、遮音壁等)の 設計は含まないものとする。

(2) 標準歩掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その 係数を標準歩掛に乗じるものとする。

(3-2-62)

第3編

十木設計業務 第2章

直

十木設計業務 等標準歩掛 第8節 橋梁設計

1) /PC/ 単純中田様 /- 10--- /

\	\	職	種		直	接		人	件	費	
区	分	\	_	主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0.	5	0.5			
設	計	計	箅					1.5	2.5		
設	90	+	図							5.5	5.5
数	量	計	算							3.5	3.0
照			查						1.9	0.4	
報	告	当 作	成					1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	0.	5	3.0	4.9	10.9	8.5

- 標長補正式 v = 2.541×L+87.30 (%) L: 標長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1
 - 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 予備設計の有無に係わらず標準歩掛の補正はしないものとする。
 - 4. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

\	_ 1	職	稚		直	接	人	件	費	
				主 任		主 任	技 師	技 師	技師	
区	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画				2.0			
設	計	計	算				1.0	2.5	4.0	
設	計		図						6.5	7.0
数	量	計	算						4.5	5.0
照			查					2.5	3.5	
報	告 書	作	成				1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	0.0	4.0	5. 5	20.0	12.0

- 橋長補正式 y=1.743×L+78.21 (%) L:橋長
- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-62

222

8-2-1 コンクリート上部工

(1) 適用範囲

本歩掛は、コンクリート権上部構造を道路様示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、 排水装置 高欄及び広力計算を必要としたい付掛施設の設計を含む場合に適用する また 架設計 画(トラック〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設)は含 まれるが、架設計画、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計、橋梁付属物等(照明、遮音壁等)の 設計は含まないものとする。

正

(2) 標準歩掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その 係数を標準歩掛に乗じるものとする。

1) (= 0) W(4) + (= 0)

/	\	職	種		直	接		人	件	费	
区	分	\	_	主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0	. 5	0.5			
設	計-	計	箅					1.5	2.5		
設	90	+	図							5.5	5. 5
数	量	計	算							3.5	3.0
照			查						1.9	0.4	
報	告	等 作	成					1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	0	. 5	3.0	4.9	10.9	8. 5

橋長補正式 y=2.541×L+87.30 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 予備設計の有無に係わらず標準歩掛の補正はしないものとする。
 - 4. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

SA080201020

\	_	職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主任	技師	技 師	技 師	
X	分		\	技術者	技師長	技師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画				2.0			
設	計	計	算				1.0	2.5	4.0	
設	ŷ.	} †	図						6.5	7.0
数	量	計	算						4.5	5.0
照			查					2.5	3.5	0
報	告书	善 作	成				1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	0.0	4.0	5.5	20.0	12.0

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-62

222



適用基準日:平成30年10月1日

正 直 (1 糯当り) 6) (RC) 3径間連続ラーメン橋 (10~35m) 予備あり 6) (PC) 9 須朋連結ラーイン((10~25m) 予備もり 主任技師技師技師 技 師 (A) (B) (C) 設計計 3.5 4.0 4.0 11.0 14.0 4.5 1.5 3.0 1.0 1.0 1.0 7.0 10.0 18.0 37.0 0.0 **極長補正寸** $y = 0.708 \times L + 84.07$ (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上配標長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照香には、赤黄チェックによる照香も含む。 (1 橋当り) 7) (PC) 単純プレテンション [桁様 (5~20m) 予備あり 7) (PC) 単純プレテンション I 桁橋 (5~20m) 予備あり 接 P224 主任技師技師技師 $(3-2-64 \cdot 65)$ 技術者 技師長 技 師 区 分 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 2.5 設計計算 第3編 4.0 十木設計業務 1.5 第2章 1.3 2.3 0.5 十木設計業務 1.0 1.5 4.5 6, 3 15, 3 等標準歩掛 権長補正式 $y = 2.132 \times L + 73.35$ (%) 橋長補正式 v=2.132×L+73.35 (%) L:橋長 第8節 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 橋梁設計 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 8) (PC) 単純プレテンションT桁橋 (5~35m) 予備あり 8) (PC) 単純プレテンションT桁橋 (5~35m) 予備あり 主任技師技師技師 (A) (B) 技師長 技 師 (A) 設計計画 2.0 設計計算 3.0 4.0 5.5 6.0 3+ 数量計算 1.5 2.5 3.0 数 量 計 算 1.9 2.4 1.0 報告書作成 1.0 0.5 1.5 報告書作成 1.0 0.0 0.0 0.0 4.0 10.9 16.4 繙長補正式 y=1.705×L+65.90 (%) L:橋長 橋長補正式 y=1.705×L+65.90 (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-64, 3-2-65 3-2-64, 3-2-65 224

SA080201060 1 45 NZ In

\		職	種		直	接		人	1	件		費	
		\		主 任		主	任	技 師	技	師	技	師	
区	分		\	技術者	技師長	技	師	(A)	(B)	(C)	技術員
散	計	計	画			3.	. 5	4.0					
設	計	計	算			2.	. 0	4.0	7.	5	11.	0	
設	Ì	+	図						4.	5	14.	0	21.5
数	量	計	算						2.	0	5.	5	7.5
照			查			1.	. 5	1.0	3.	0	5.	5	
報	告 ?	書 作	成					1.0	1.	0	1.	0	
合			計	0.0	0.0	7.	0	10.0	18.	0	37.	0	29.0

標長補正式 v=0.708×L+84.07 (%) L: 標長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記標長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

/	/	職	種		直	接		人	件	費	
		\		主 任		主	任	技 師	技 師	技 師	
X	分		\	技術者	技師長	技	師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	B+	計	画					2.5			
設	計	計	算						3.0	6.0	
設	Î	計	図						1.0	4.0	5. 5
数	量	計	算						0.5	1.5	1.5
照			查					1.0	1.3	2.3	
報	告:	書 作	成					1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	0	. 0	4.5	6.3	15.3	7.0

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

SA080201080

主 任 技 師 技 師 技 師 (B) (C) 3.0 4.5 4.0 5 5 6.0 2.5 1.5 1.9 計 0.0 0.0 0.0 4.0 10.9 16.4

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。

適用基準日:平成30年10月1日

正 直 SA080201090 9) (PC) プレテンションホロー桁橋 (5~30m) 予備あり (1橋当り) 9) (PC) プレテンションホロー桁橋 (5~30m) 予備あり (1 5 当 的) 揺 办 主任技師技師技師 主 任 主任技師技師技師 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術者 技師長 技師 (C) 技術目 (A) (B) 設計計画 1.0 1.5 設計計画 1.0 1.5 設計計算 1.0 3.0 設計計算 1.0 3.0 4.0 5.5 5 5 計 図 4.0 5.5 数量計算 4.5 4.0 2.5 4.5 杏 1.0 1.0 2.8 2.3 超生事作成 1.0 0.5 報告書作成 1.0 0.5 1.5 4.5 18.3 4.5 12.3 0.0 0.0 2.0 18.3 楼長補正式 v = 1. 434 × L +74. 91 (%) 4 標長 y = 1, 434 × L +74, 91 (%) L: [基長 橋長補正式 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1、補正係数は上記繙長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。たお、上記様長の範囲を超える場合は別途針上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3 昭杏には、赤苗チェックによる昭春も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 (1 橋当り) 10) (PC) 単純中空床版橋 (10~35m) 予備あり (1 権当り) 10) (PC) 単純中空床版橋 (10~35m) 予備あり P225 主任技師技師技師 主任技師技師技師 技術者 技師長 技師 技 師 (B) 技術者 (A) (B) (C) $(3-2-66 \cdot 67)$ 設計計画 2.0 2.0 2.5 設計計算 5.0 6.0 第3編 4.5 9.5 14.0 4.5 9.5 十木設計業務 数量計算 3.5 4.0 数量計算 3.0 3.5 4.0 4 1 2.6 1.5 0.5 4.1 第2章 1.0 報告書作成 1.0 1.0 1.0 十木設計業務 9.0 18.6 24.1 0.0 3.5 9.0 18.6 24.1 等標準歩掛 橋長補正式 $y = 0.980 \times L + 77.95$ (%) 橋長補正式 y=0.980×L+77.95 (%) L:橋長 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 第8節 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 橋梁設計 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 11) (PC) 単純ポストテンションT桁橋 (15~50m) 予備あり (1橋当り) 11) (PC) 単純ポストテンションT桁橋 (15~50m) 予備あり (1橋当り) SA080201110 接人 主任技師技師技師 主任技師技師技師 技師長 技術者 技師 (A) (B) 技術員 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) (C) 設 計 計 画 1.5 設計計画 1.0 1.5 4.0 4.0 6.0 9.0 10.0 11.5 12.5 11.5 数量計算 7.0 数量計算 7.0 0.5 2.6 0.5 2.6 1.5 4 1 4.1 報告書作成 1.0 報告書作成 1.0 1.0 1.0 1.0 7.0 7.0 25.1 0.0 0.0 25.1 32.6 0.0 0.0 2.5 32.6 $y = 0.835 \times L + 72.86$ (%) 播导補正式 $y = 0.835 \times L + 72.86$ (%) I. · 棒. 厚 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-66, 3-2-67 3-2-66, 3-2-67 225 225

適用基準日:平成30年10月1日

直 12) (PC) 単純箱桁橋 (25~70m) 予備あり (14番当り) 主任技師技師技師 技師 (A) (B) 設計計画 3. 0 2.0 4.0 11.0 粉料料質 2.5 5.0 8.5 計一図 6.5 16.0 21.5 数量計算 3. 5 5.5 8.0 杏 2.0 4.6 6.1 報告書作成 1.0 1.0 1.0 6.5 11.5 26.6 37.1 29.5 3.0 v = 0.608 × L +71.12 (%) **楼長補正式** (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記権長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 13) (PC) 3径間連結プレテンションT桁橋 (25~85m) 予備あり (1橋当り) P226 主任技師技師技師 $(3-2-67 \cdot 68)$ 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 3.0 3.5 第3編 設計計算 6.5 十木設計業務 量計算 4.0 6.0 第2章 十木設計業務 等標準歩掛 $v = 0.565 \times L + 68.93$ (%) 第8節 (注) 1. 補正係数は上記播長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 橋梁設計 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 14) (PC) 3径間連結ポストテンションT桁橋 (40~120m) 予備あり (1橋当り) 主任技師技師技師 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 3.5 3, 5 設計計算 3.5 8. 0 12.5 12.5 9.0 20.5 29.0 数量計算 5.0 7.0 10.0 6.2 10.2 2.0 報告書作成 1.0 1.0 1.0 14. 5 33. 7 51. 2 9.0 橋長補正式 $y = 0.461 \times L + 63.12$ (%) (注) 1. 補正係数は上記繙長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-67, 3-2-68 226

\$4080201120

12) (PC) 単純箱桁橋 (25~70m) 予備あり

	_	職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主 任	技 師	技 師	技 師	
$\overline{\times}$	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計-	計	画		3.0	2.0	4. 0			
設	計	計	算			2.5	5. 0	11.0	8.5	
設	前	+	図					6.5	16.0	21.5
数	量	計	算					3. 5	5.5	8.0
照			查			2.0	1. 5	4.6	6.1	
報	告 書	= 作	成				1.0	1.0	1.0	
合			計	0.0	3.0	6.5	11.5	26.6	37.1	29.5

正

橋長補正式 v=0.608×L+71.12 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

SA080201130

13) (PC) 3径間連結プレテンションT桁橋 (25~85m) 予備あり (1橋当り)

/	_	職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主 任	技師	技師	技 師	
X	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画		2.5	3.0	3. 5			
設	計	計	算			2.5	6. 5	10.5	10.0	
設	ji.	}	図					6.5	16.5	24.0
数	量	#	算					4.0	6.0	8.0
照			査			2.0	2.0	5.2	8.2	
報	告	善 作	成				1.0	1.0	1.0	
合			計	0.0	2.5	7.5	13.0	27.2	41.7	32.0

橋長補正式 y=0.565×L+68.93 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3A000201140

14) (PC) 3径間連結ポストテンションT桁橋 (40~120m) 予備あり (1橋当り)

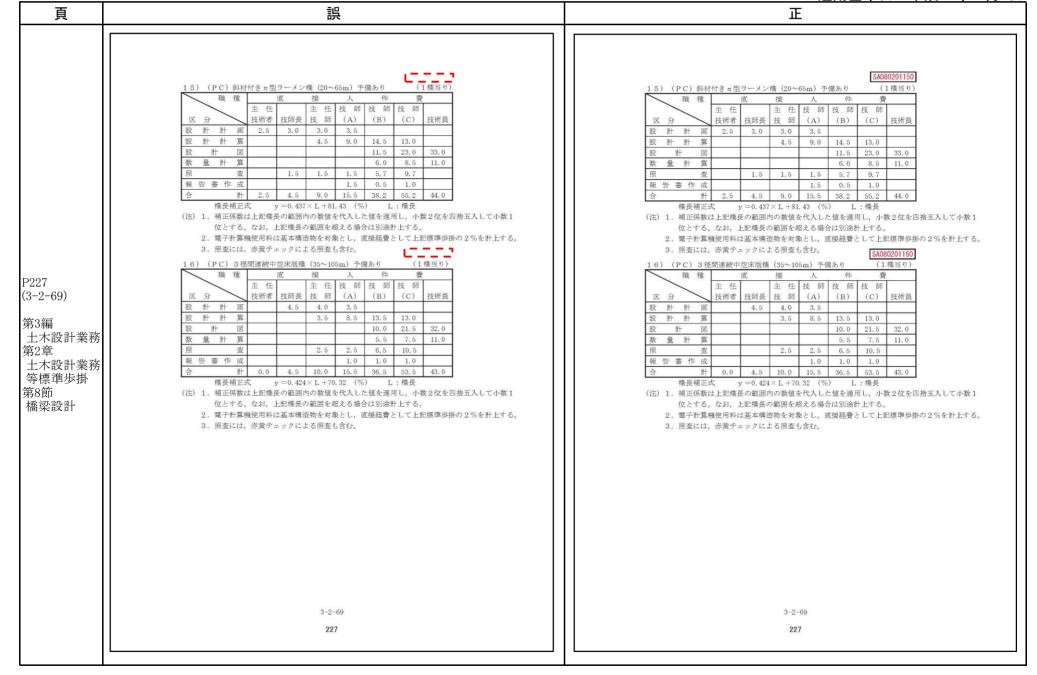
		職	種		直	接	人	件	費	
区	分	\	_	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画		3.5	3.5	3. 5			
設	31	計	算			3.5	8. 0	12.5	12.5	
設	Ŷ.	#	図					9.0	20.5	29.0
数	量	計	算				7	5.0	7.0	10.0
照			查			2.0	2.0	6.2	10.2	
報	告:	書 作	成				1.0	1.0	1.0	
合			計	0.0	3.5	9.0	14. 5	33.7	51.2	39.0

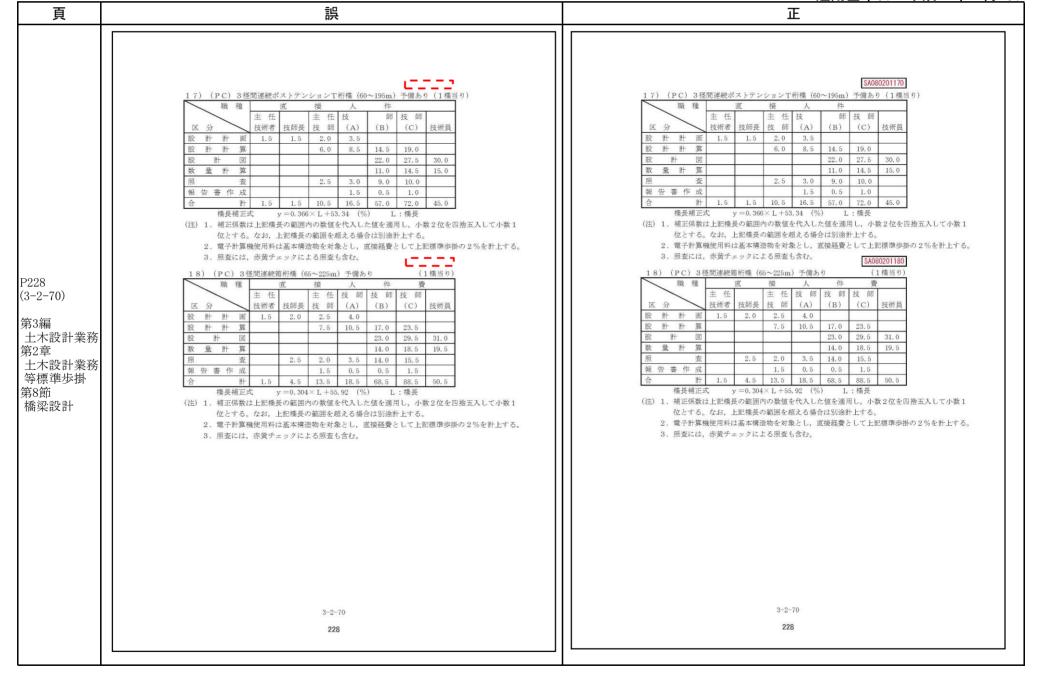
橋長補正式 y=0.461×L+63.12 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上配橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上配橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-67, 3-2-68

226





適用基準日:平成30年10月1日

8-2-2 鋼橋上部工 SA070068

(1) 溶田鉛田

本歩掛は、鋼橋上部構造を道路橋示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、 高欄及び応力計算を必要としない付帯施設の設計を含む場合に適用する。また、架設計画(トラッ ク〈クローラ〉クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設) は含まれるが、 架設計画, 景観検討, 仮設構造物設計, 仮橋設計, 橋梁付属物等(照明, 遮音壁等)の設計は含ま ないものとする。

(9) 搏淮朱掛

標準歩掛は標準橋長の場合であり、他の橋長の場合は各橋長補正式により補正係数を求め、その 係数を標準歩掛に乗じるものとする。なお、疲労設計は標準歩掛に含まれるものとする。

P229 (3-2-71)

直

第3編

十木設計業務 第2章

十木設計業務 等標準歩掛 第8節 橋梁設計

1 (AM) W. 64.1.TO ME (= 05) 7 (th + 1)

/	\	職	種		直	接	人	件	费	
me	^	\		主任	ALAT III	主伯		技師	技師	44 (Je 12)
区	分		/	技術者	技師長	技師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	3	計	画			0.5	1.5			
設	計	計	算			1.0	0.5	2.5	3.5	
設	90	+	図					4.0	5.0	6.5
数	量	計	算					1.5	2.0	3.0
照			查			1.5	0. 5	3.0	3.0	
報	告言	等 作	成				1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	3.0	3. 5	11.5	15.0	9.5

橋長補正式 y=1.599×L+68.02 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

0 \ (AM) M 6t A -> 11 T/5/15 / = - 95 ... \ Z/15 + 10

\	_	職	種		直	接	人	件	費	
区	分	\	\	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0.5	1.5			
設	計:	計	算			1.0	1.0	2.5	3.5	
設	rito.	+	図					4.0	5.0	6.5
数	量	計	算					2.0	2.5	3.0
照			查			1.5	0.5	3.0	3.0	
報	告書	作作	成				1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	3.0	4.0	12.0	15.5	9.5

- 橋長補正式 y=1.523×L+69.54 (%) L:橋長
- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-71

229

8-2-2 鰡橋上部工

(1) 油田約田

本歩掛け、銅棒上部横浩を道路棒示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、 高欄及び応力計算を必要としない付帯施設の設計を含む場合に適用する。また、架設計画(トラッ ク (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設) は含まれるが、 架設計画 暑観検討 仮設権浩勃設計 仮縁設計 稀受付属物等 (昭明 渡音瞭等) の設計け含ま ないものとする。

正

(2) 標準歩掛

標準歩掛は標準権長の場合であり、他の権長の場合は各権長補正式により補正係数を求め、その 係数を標準歩掛に乗じるものとする。なお、疲労設計は標準歩掛に含まれるものとする。

SA080202010

\	\	耶說	種		直	接人		件	費	費	
X	分	\	_	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設	計	計	画			0.5	1.5				
設	8+	計	算			1.0	0.5	2.5	3.5		
設	19	H-	図					4.0	5.0	6.5	
数	量	計	算					1.5	2.0	3.0	
照			査			1.5	0.5	3.0	3.0	0.	
報	告言	- 作	成				1.0	0.5	1.5		
合			計	0.0	0.0	3.0	3.5	11.5	15. 0	9.5	

橋長補正式 y=1.599×L+68.02 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

2) (鋼) 単純合成H形橋 (5~35m) 予備あり

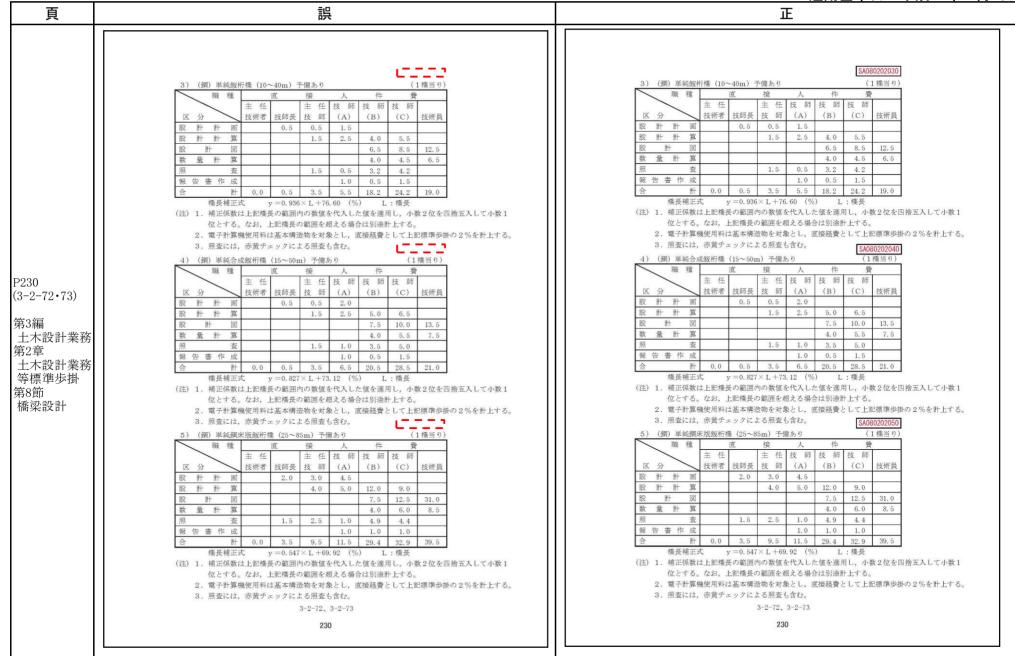
41	(394)	nder!	WE DIA	C11/1/1m	(0 001	rr) 1 http://	19.7		1.4	1181 -1 27
		職	種		直	接	人	件	費	100
	/			主 任		主 任	技師	技 師	技 師	
区	分	-	\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画			0.5	1.5			
設	計	計	算			1.0	1.0	2.5	3.5	
設	計	2	図					4.0	5.0	6.5
数	量	計	算					2.0	2.5	3.0
照			查			1.5	0.5	3.0	3.0	
報	告 書	作	成				1.0	0.5	1.5	
合			計	0.0	0.0	3.0	4.0	12.0	15. 5	9.5

橋長補正式 y=1.523×L+69.54 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3 - 2 - 71

229





適用基準日:平成30年10月1日

正 直 9) (鋼) ゲルバー桁棒 (3 径間非合成 60~195m) 予備あり 9) (鋼) ゲルバー桁橋 (3径間非合成 60~195m) 予備あり (1 極当り) 揺 按 患 主任技師技師技師 主任技師技師技師 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 2.0 3. 5 散 計 計 画 1.5 2.0 3. 5 設計計賞 5.5 8.5 15.5 設計計 新質 5.5 8. 5 15. 5 18.5 4十 | 図 19.0 22.0 22.0 74 22.0 数量計算 10.0 10.0 数量計算 10.0 10.0 查 2.5 8.8 8.3 1.5 報告書作成 1.0 1.0 1.0 報告書作成 1. 0 1.0 1.0 15, 5 59.8 94 15, 5 52, 8 50.8 **楼長補正去** $v = 0.396 \times L + 49.51$ (%) 権長補正式 $v = 0.396 \times L + 49.51$ (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1、補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2 電子計算機使用料け基本機造物を対象と1. 直接経費と1.7ト記標準場掛の2%を計上する。 3 昭香には、赤苗チェックによる昭春も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 SA080202100 口 橋当り) 10) (鋼) 単純トラス橋 (35~110m) 予備あり 10) (鋼) 単純トラス様 (35~110m) 予備あり (1 機当り) 接 P232 技師技師技師 主 任 技 師 技 師 技 師 技 師 (A) (B) $(3-2-75 \cdot 76)$ 技術者 技師長 技 師 (A) (c) 1.0 3. 5 設計計画 1.5 1.0 3.5 設計計算 3.5 5. 5 12.5 19.0 設計計 質 3.5 5.5 19.5 19.0 第3編 図 17.5 24.5 26.0 # 図 17.5 24.5 26.0 十木設計業務 量 計 質 11.5 10.5 数量計算 7.5 11.5 10.5 本 1.0 5 6 第2章 1.0 本 7.6 報告書作成 1.0 0.5 告書作成 1.0 0.5 十木設計業務 5.5 11.0 43.6 64.1 計 0.0 3.0 5.5 11.0 43.6 64.1 36.5 等標準歩掛 橋長補正式 y=0.392×L+71.58 (%) L:橋長 維長補正式 $y = 0.392 \times L + 71.58$ (%) 第8節 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 橋梁設計 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3、照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 SA080202110 11) (鋼) 3径間連続飯桁橋 (60~195m) 予備あり (1橋当り 按 A 主任技師技師技師 主任技師技師技師 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (c) 設計計画 2.0 4.0 設 計 計 面 2.0 4.0 設計計算 5.0 11.5 14.5 17.5 設計計算 5.0 11.5 14.5 17.5 計 19.0 23.0 25. 5 19.0 23.0 25. 5 数 量 計 算 10.5 12.0 量計算 10.5 6.5 報告書作成 1.0 1.0 1.0 報告書作成 1.0 1.0 0.0 3.0 8.0 18.5 51.0 59.5 橋長補正式 y=0.383×L+51.17 (%) L:橋長 繙長補正式 y = 0.383 × L +51.17 (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3. 照査には、赤苗チェックによる照査も含む。 3-2-75, 3-2-76 3-2-75, 3-2-76 232 232

適用基準日:平成30年10月1日

直 12) (鋼) π型ラーメン飯桁橋 (20~90m) 予備あり (1 橋当り) 主任技師技師技師 技師 (A) (B) (C) 技術員 歌 計 計 順 2.5 4.0 設計計算 6 5 9.5 19.5 20.0 25 5 29 5 34.5 数量計算 12.0 13.5 15.5 3. 5 10. 0 11.0 報告書作成 1.5 0.5 0.5 1.0 17.5 67.5 75.0 橋長補正式 v = 0.308 × L +83.06 (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記権長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 ____ (1橋当り) 13) (鋼) ゲルバートラス橋 (120~350m) 予備あり P233 主任技師技師技師 $(3-2-76 \cdot 77)$ 技師長 技 師 (A) (B) (C) 設計計 2.0 4. 0 1.5 設計計算 10.0 23. 5 25. 5 第3編 29. 0 31. 0 34. 5 計 十木設計業務 数量計算 15.0 16.5 17.0 第2章 1.5 9.6 10.1 十木設計業務 報告書作成 1.5 0.5 0.5 1.0 等標準歩掛 0.0 3.0 12.5 16.5 77.6 84.1 51.5 橋長補正式 $y = 0.279 \times L + 34.44$ (%) 第8節 (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 橋梁設計 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 14) (鋼) 3径間連続鋼床版飯桁棒 (70~210m) 予備あり (1 橋当り) 主任技師技師技師 技師長 技 師 技術者 (A) (B) (C) 技術員 設 計 計 画 3.0 7.0 7.5 算. 34.5 第 12.0 3.5 3.0 10.7 12.2 1.0 6,0 20.0 28. 0 66. 7 74. 2 y = 0.271 × L +62.06 (%) (注) 1. 補正係数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-76, 3-2-77 233

SA080202120

12) (鋼) π型ラーメン飯桁棒 (20~90m) 予備あり

1 2) (鋼)	元型ラ	フーメン領	及和行稿(2	$0\sim90\mathrm{m}$	ナ偏あ!	8	(1	橋当り)
\		職	種		直	接	人	件	費	
区	分分	\	_	主 任 技術者	技師長	主任技師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	21	画	TX HT D	1.5	2.5	4.0	(1)	(0)	1Xm194
設	計	計	算			6.5	9. 5	19.5	20.0	
設	100	+	×					25. 5	29, 5	34.5
数	量	計	算					12.0	13.5	15. 5
照			查			2.5	3. 5	10.0	11.0	
報	告音	善 作	成			1.5	0.5	0.5	1.0	
合			3+	0.0	1.5	13.0	17.5	67.5	75.0	50.0

正

橋長補正式 v=0.308×L+83.06 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上配橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四拾五入して小数1位とする。なお、上配橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

SA080202130

13) (鋼) ゲルバートラス橋 (120~350m) 予備あり

\		職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主 任	技師	技 師	技 師	
X	分			技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画		1.5	2.0	4.0			
設	計	計	算			7.5	10.0	23. 5	25.5	i i
設	10	+	X					29.0	31.0	34.5
数	量	計	算					15.0	16.5	17.0
照			查		1.5	1.5	2.0	9.6	10.1	
報	告 音	事 作	成			1.5	0.5	0.5	1.0	
合			計	0.0	3.0	12.5	16. 5	77.6	84.1	51.5

- (注) 1. 補正保数は上記橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1 位とする。なお、上記橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

SA080202140

14) (鋼) 3径間連続鋼床版鈑桁橋 (70~210m) 予備あり

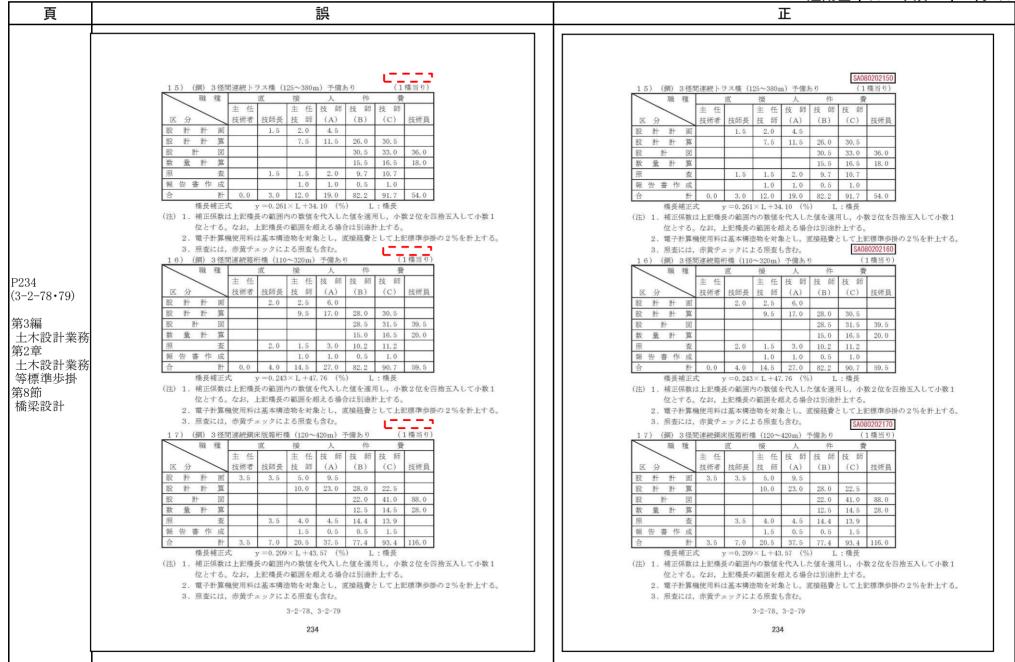
		職	種		直	接	人	件	費	§
		\		主 任		主 任	技師	技 師	技 師	
X	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画	3.0	3. 5	7.0	7.5			Î
設	計	計	算			8.5	16.5	23. 5	14.0	
設	110	+	図					22.0	34, 5	50.0
数	量	計	算					10.0	12.0	17.0
照			查		2.5	3.5	3.0	10.7	12. 2	
報	告	曹 作	成			1.0	1.0	0.5	1.5	
合			計	3.0	6.0	20.0	28.0	66.7	74.2	67.0

橋長補正式 y=0.271×L+62.06 (%) L:橋長

- (注) 1. 補正係数は上配橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、小数2位を四捨五入して小数1位とする。なお、上配橋長の範囲を超える場合は別途計上する。
 - 2. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 3. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-76, 3-2-77

233



適用基準日:平成30年10月1日

(2) 標準歩掛

P237 (3-2-82)

第3編

第2章

十木設計業務

土木設計業務

等標準歩掛第8節

1) [重力式橋台]

_		職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主 任	技師	技師	技師	
X	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	8+	8+	画			0.5	1.5			
設	計	計	算					0.5	2.0	
設	98	H	図					1.0	2.0	1.0
数	量	計	算						1.0	2.0
照			查				1.0	2.3	0.8	
報	告言	善 作	成					1.0	0.5	
合			計	0.0	0.0	0.5	2. 5	4.8	6.3	3.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる服査も含む。

設計を含むものとする。また、骨額検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

2) 「逆T式橋台]

(1基当り)

(1基当り)

/	_	職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任	2	主 任	技師	技 師	技 師	
X	分		\	技術者	技師長	技 師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画			0.5	2.0			
設	計	計	算					2.0	2.0	
設	95	+	×					2.0	2.0	2.0
数	量	計	算						2.0	2.0
照			查				1.0	2.3	0.8	
報	告言	善 作	成					1.0	1.5	
合			計	0.0	0.0	0.5	3.0	7.3	8.3	4.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 8-2-4 橋台丁

(1) 適用範囲

本歩掛は橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻しの 土量計算及び設計計算を必要としない橋梁下部工に付随した袖部のコンクリートブロック積み等の 設計を含むものとする。また、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。

正

(2) 標準歩掛

1) [金上土新公]

SA080204010

1)	1	力式	橋台」						(:	1 基当り)
_	_	職	種		直	接	人	件	費	
		\		主 任		主 任	技 師	技師	技師	00000000000
\boxtimes	分		/	技術者	技師長	技師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	計	計	画			0.5	1.5			
設	計	計	算					0.5	2.0	
設	Ĭ	+	図					1.0	2.0	1.0
数	量	計	算						1.0	2.0
报			查				1.0	2.3	0.8	
報	告书	善 作	成					1.0	0.5	
合			計	0.0	0.0	0.5	2.5	4.8	6.3	3.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 服査には、赤黄チェックによる服査も含む。

SA080204020

		職	種		直	接		1	件	費	0
	\	HHX	1/出		III.	_		Д			_
		\		主 任		主	任	技師	技師	技師	
区	分		\	技術者	技師長	技	師	(A)	(B)	(C)	技術員
設	#	計	画			0.	. 5	2.0			
設	3 +	計	算						2.0	2.0	
設	96	+	図						2.0	2.0	2.0
数	量	計	算							2.0	2.0
照			查					1.0	2.3	0.8	
報	告 書	* 作	成						1.0	1.5	
合			計	0.0	0.0	0.	. 5	3.0	7.3	8.3	4.0

(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上配標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

3-2-82

237

3-2-82

237

適用基準日:平成30年10月1日

正 直 \$4080204030 3) 「控え除式橋台」(扶除式) (1基当り) 3) 「控え壁式橋台」(扶壁式) (1基当り) 办 費 聯箱 主任技師技師技師 主任技師技師技師 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 技術員 80 84 84 mil 設計計画 1.5 1.5 1.5 1.5 粉 計 計 質 3.5 設計計算 3.5 4.0 4.0 計一図 4.0 4.5 91-ভি 4.0 4.0 4.5 4.0 数量計算 数量計算 2.0 2.5 2.5 2.0 2.5 本 1.0 2.1 1.1 1.0 2.1 1.1 2.0 報告 書作成 2.0 1.0 報告書作成 1.0 0.0 2.5 2.5 14.1 12.6 0.0 0.0 2.5 2.5 14.1 12.6 0.0 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤苗チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 (1基当り) 4) 「ラーメン式機台] (1基当り) 4) 「ラーメン式権台] 主任技師技師技師 主 任 主任技師技師技師 P238 技 師 技術者 技師長 技術員 技術員 技師 (A) (B) (C) 技師長 (A) (B) (C) (3-2-83)設計計画 1.5 3. 0 3.0 設計 計 質 3.5 1.5 g+ [文] 4.5 5.0 計図 4.5 4.5 第3編 数 量 計 算 2.5 数量計算 2.5 2.5 2.5 2.5 十木設計業務 杳 1.0 2.3 1. 3 2.3 1.3 第2章 報告書作成 2.0 報告書作成 2.0 1.0 1.0 0.0 3.0 7.5 12.8 0.0 11.8 3.0 7.5 12.8 十木設計業務 等標準歩掛 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 第8節 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 **橋梁設計** SA080204050 (1基当り) 5) 「箱式橋台」 5) 「箱式橋台] 主任技師技師技師 主任技師技師技師 主任 技師長 技師 技師長 技 師 (A) (B) (C) (A) (B) (C) 設計計画 1.5 設計計画 1.5 1.5 2.5 設 計 計 算 4.0 計 3.0 5.0 3.0 5.0 数量計算 数量計算 1.5 2.0 1.5 2.0 2.5 1.0 2.3 1.5 1.3 2.3 1.5 1.0 1.3 2.0 1.0 報告書作成 2.0 1.0 5. 5 14. 3 12. 3 0.0 3.0 5. 5 14. 3 0.0 1.5 3.0 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-83 3-2-83 238 238

適用基準日:平成30年10月1日

正 頁 (1基当り) 6) 「ラーメン式橋台(2方向)] (1基当り) 6) 「ラーメン式繙台 (9 方向)] 典 主任技師技師技師 主任 主任 主任技師技師技師 (C) 技術員 技術者 技師長 技師 (A) (B) (C) 技術員 お師長 技師 (A) (B) 設計計画 2.5 2.5 散計計画 2.5 2.5 設計計算 2.5 設計計算 4.5 4.5 4.5 6.0 4.5 6.0 8.0 数量計算 1.5 2.5 数量計算 3.2 1.7 1.0 2.0 1.0 3.2 報告書作成 1.0 0.5 1.5 報告書作成 1.0 1.5 0.5 5.5 7.5 14.2 0.0 5. 5 7.5 14.2 14.7 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 (3) 液状化が生じる地盤での橋台の耐力照査 (3) 液状化が生じる地盤での橋台の耐力照査 橋に影響を与える液状化が生じる地盤での橋台照査を実施する場合は下型供料を追加する。 SA070118 橋に影響を与える液状化が生じる地盤での橋台照査を実施する場合は下記歩掛を追加する。 P239 (1基当り) (3-2-84)職種 主 任 主任技師技師技師 主 任 技 師 技 師 主 任 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 第3編 液状化が生じる地 液状化が生じる地 十木設計業務 盤での橋台の耐力 0.5 1.0 0.5 盤での橋台の耐力 0.5 0.5 1.0 第2章 照查 十木設計業務 (注)類似構造物の場合は、8-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)の対象とする。 (注)類似構造物の場合は、8-2-6標準歩掛の補正(橋梁下部工)の対象とする。 等標準歩掛 第8節 橋梁設計 3-2-84 3-2-84 239

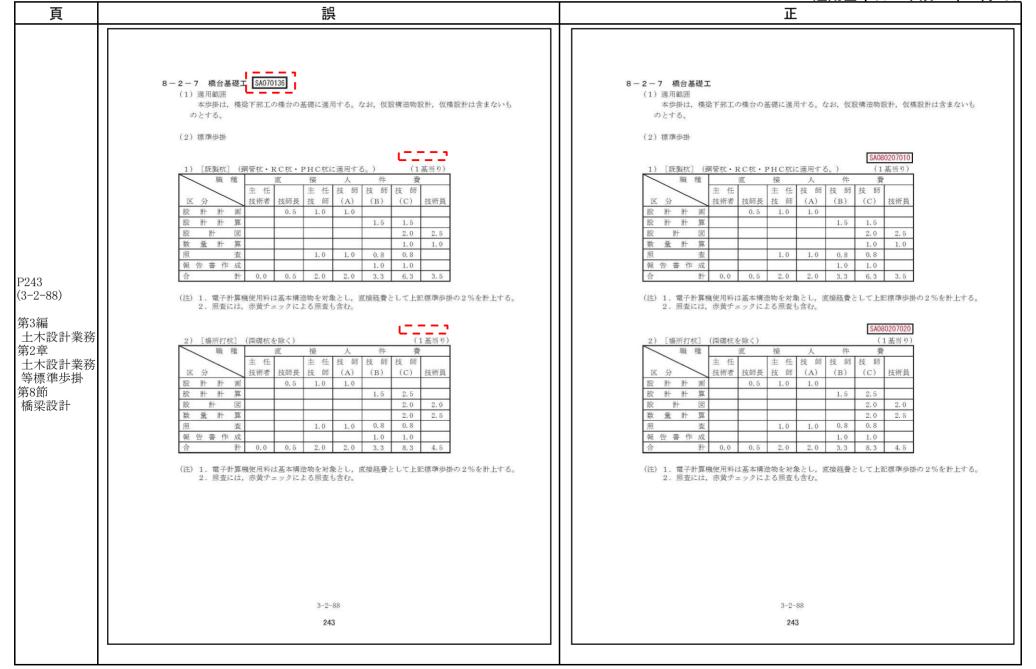
適用基準日:平成30年10月1日

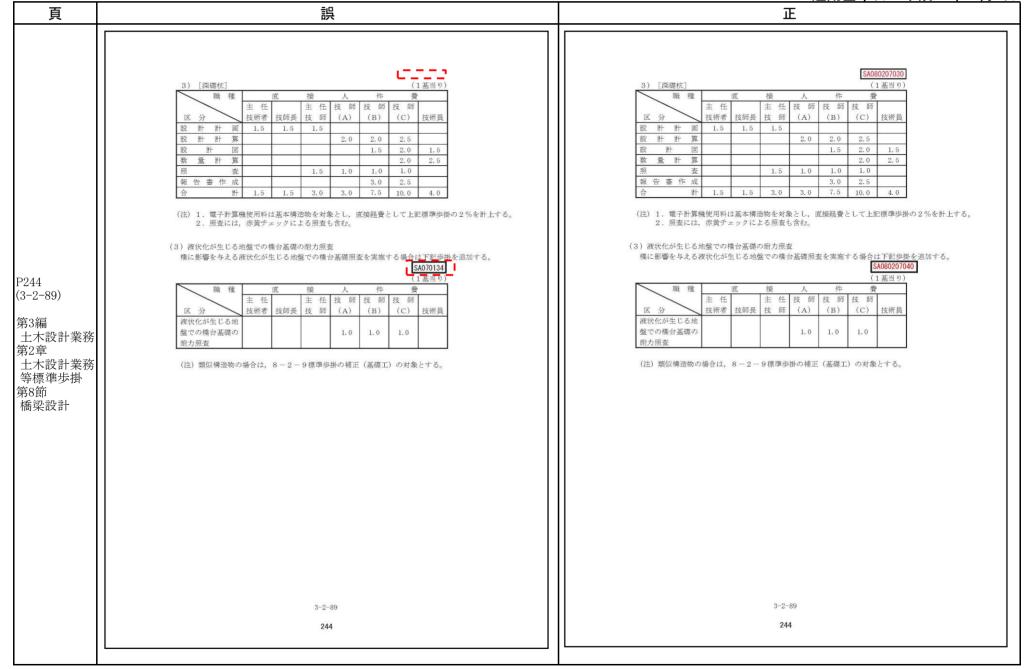
正 直 8-2-5 橋脚工 SA070120 8-2-5 橋脚丁 (1) 適用範囲 (1) 適用節囲 本歩掛は橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋屋しの 本歩掛は橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻しの 十量計算及び設計計算を必要としない模型下部工に付随した袖部のコンクリートブロック積み等の 十量計算及び設計計算を必要としない構築下部工に付随した納部のコンクリートプロック積み等の 設計を含むものとする。また、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。 設計を含むものとする。また、景観検討、仮設構造物設計、仮橋設計は含まないものとする。 (2)標準歩掛 (2)標準歩掛 1) 「重力式橋脚〕 1) 「重力式橋脚〕 主任技師技師 主任技師技師技師 区 分 技術者 技師長 技師 (A) (B) (c) 区 分 技 師 (A) (B) (c) 按 針 計 面 0.5 1.5 報 計 計 面 0.5 設計計算 設計計算 1.0 1.0 2.5 計 1.5 1.5 計 1.5 1.5 1.5 数量計算 数量計算 1.5 1.0 1.5 1.0 査 1.5 0.5 0.5 1.5 0.5 0.5 P240 報告書作成 1.0 0.5 報告書作成 1.0 0.5 (3-2-85)0.0 0.0 0.5 3.0 4.0 6.5 計 0.0 0.0 0.5 3.0 4.0 6.5 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 第3編 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 十木設計業務 第2章 2) [壁式橋脚(逆T式)] 2) [壁式橋脚(逆丁式)] (1基当り) (1基当り) 十木設計業務 典 等標準歩掛 主 任 主 任 技 師 技 師 技 師 主 任 技 師 技 師 技 師 第8節 技師 技師 区分 技術者 技師長 (A) (B) (C) 技術員 区分 技術者 技師長 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 0.5 設計計画 **橋梁設計** 設計計算 2.0 設計計算 2.0 3.0 8+ 1.5 計 1.5 数量計算 2.5 2.0 数量計算 2.5 2.0 2.3 0.8 查 2.3 0.8 報告書作成 1.0 0.5 報告書作成 1.0 0.5 0.5 2.5 7.3 0.0 0.0 0.0 8.3 0.0 0.5 2.5 8.3 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1、電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-85 3-2-85 240 240

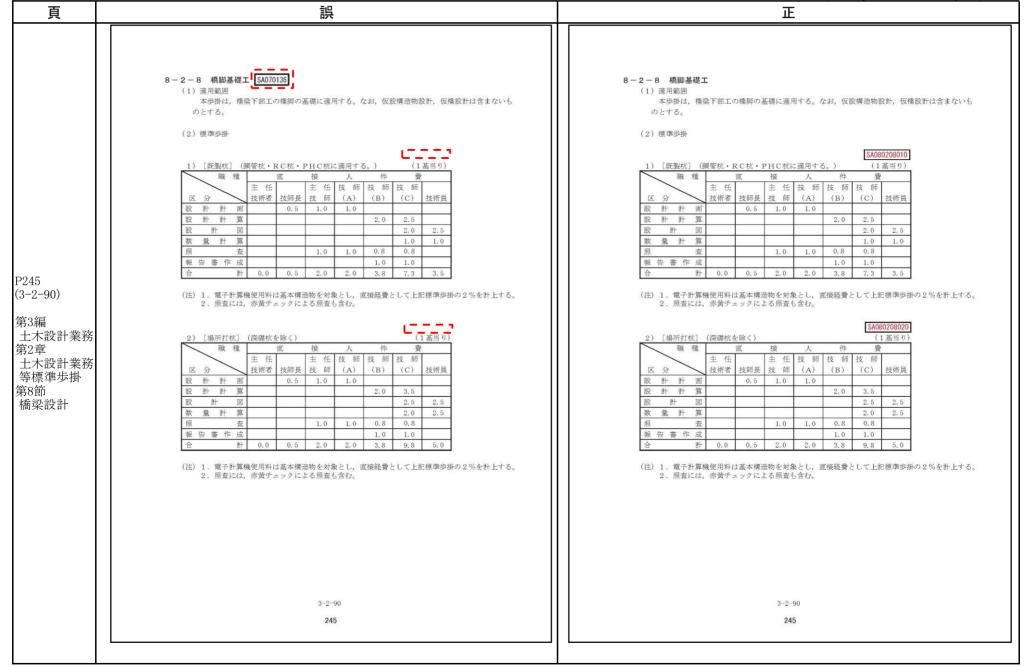
適用基準日:平成30年10月1日

正 直 (1 基当り) 3) 「柱式播脚」 (2柱式) 3) 「柱式橋脚」 (2柱式) (1基当り) 典 典 主 任 技 師 技 師 技 師 主任技師技師技師 技術者 技師長 技 師 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 (A) (B) (C) 技術員 設計計画 設計計画 1.0 2.0 1.0 設計計算 設計計算 4.0 3.0 4.0 3.0 計 X 1.5 3.5 #1 1.5 3.5 数量計算 数量計算 2.0 1.5 2.0 1.5 1.0 2.3 0.8 1.0 2.3 0.8 報告書作成 1.0 1.5 報告書作成 1.0 1.5 4.0 9.3 計 0.0 0.0 1.0 4.0 9.3 9.3 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計しする。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 SA080205040 (1基当り) 4) 「曝出式穩脚] (1基当り) 4) 「碟出式矮脚」 主 任 技 師 技 師 技 師 主任技師技師技師 P241 技師 技術目 技術者 技師長 技師 (A) (B) (c) 技術員 技術者 技師長 (A) (B) (C) (3-2-86)粉 計 計 面 設 計 計 画 0.5 1. 5 0.5 1.5 設計 計 質 設計計質 2.5 4.0 8+ 図 3.0 設 計 図 2.5 3.0 3.0 第3編 数量計算 1.5 2.5 2.0 数量計算 1.5 2.5 2.0 十木設計業務 2.5 1.0 本 1.5 2.5 1.0 1.5 第2章 報告書作成 1. 0 1.5 報告書作成 1.0 1.5 0.0 0.5 4.0 10.5 10.5 0.0 0.5 4.0 10.5 10.5 5.0 0.0 0.0 十木設計業務 等標準歩掛 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 第8節 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 **橋梁設計** SA080205050 L____ 5) 「ラーメン式橋脚」 (1基当り) (1基当り) 主任技師技師技師 主任技師技師技師 主 任 技師長 技師 技術者 技師長 技師 (A) (B) (C) 技術者 (A) (B) (C) 技術員 区 分 1.5 設 計 計 画 1.5 1.5 設計計算 5.0 2.5 4.0 4.5 計 4.0 4.5 数量計算 2.5 数量計算 2.5 2.5 2.0 1.5 1.0 3.0 1.5 1.5 1.0 3.0 1.5 報告書作成 2.0 1.5 報告書作成 2.0 0.0 0.0 3.0 15.0 15.0 5.0 計 0.0 0.0 3.0 5. 0 15. 0 15. 0 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 3-2-86 3-2-86 241 241

頁	誤	正 超角基学日:干成30年10月1日
P242 (3-2-87) 第3編 土木章 土木章 計業 等8節 橋梁 計 橋梁 計	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) [SRC権限] (中空大権限) (1 後間り) (2 分







頁	誤	正
	3) [深硼作] (1 基当9)	SA080208030 (1 基当り) (1 基当り) (1 基当り) (1 基当り) (1 基当り) (2 分 技術者 技師長 技 師 (A) (B) (C) 技術員 設 計 計 面 1.0 1.5 2.0 (2.5 表 計 算
P246 (3-2-90·91) 第3編 土木設計業務 第2章 土木設計業務 等標準歩掛 第8節	4) [井 筒] (橋脚のみ適用) (1基当り) 職 種 直 接 人 件 費 主 任 技 師 技 師 技 師 技 師 技 師 技 師 技 師 設 計 計 面 1.0 1.6 2.0 1.5 と	SA080208040
橋梁設計	(注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (1 藍当り) 職 種	SA080208050
	3-2-90、3-2-91 246	3-2-90、3-2-91 246

適用基準日:平成30年10月1日

正 直 主 任 技 師 技 師 技 師 技術員 主任技師技師技師 (A) (B) 技術者 技 師 (A) (B) 歌 計 計 画 粉 針 針 画 1.0 1.5 2.0 3.5 1.0 1.5 2.0 3.5 設計計算 2.5 4. 5 6.0 設計計質 2.5 4. 5 7 5 6.0 7.5 7.5 7. 5 7.5 計 数量計算 数量計算 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 2.2 2.2 1.5 2. 2 2.2 1.5 1.5 2.0 查 1.5 2.0 報告書作成 3.0 2.5 報告書作成 3.0 2.5 6.0 10.0 22.7 23.7 11.5 1.0 3.0 6.0 10.0 22.7 3.0 23.7 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 8-2-9 標準歩掛の補正(基礎工) 8-2-9 標準歩掛の補正(基礎工) (1)類似形式の補正 (1)類似形式の補正 (a)類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。 (a)類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。 P247 $(3-2-91 \cdot 92)$ (b) 類似構造物の補正は次式による。 (b) 類似構造物の補正は次式による。 歩掛=標準歩掛× (0.3+0.7×n) 歩掛=標準歩掛× (0.3+0.7×n) 第3編 n: 基数 (基本構造物+類似構造物) n:基数(基本構造物+類似構造物) 十木設計業務 第2章 (注) 1. 下部工の構造型式(重力式,逆T式,柱式等)が異なる場合,または、杭種,杭径が異なる (注) 1. 下部工の構造型式 (重力式, 逆T式, 柱式等) が異なる場合, または, 杭種, 杭径が異なる 場合は、それぞれ1基分として計上する。 場合は、それぞれ1基分として計上する。 十木設計業務 2. 下部工の躯体幅,高さは変わるが、構造型式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造 2. 下部工の躯体幅,高さは変わるが、構造型式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造 等標準歩掛 第8節 3. 下部工の躯体幅,高さ、構造型式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上 3. 下部工の躯体幅、高さ、構造型式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上 橋梁設計 する。 する。 3-2-91, 3-2-92 3-2-91, 3-2-92 247 247

適用基準日:平成30年10月1日

正 直 8-2-11 架設計画 (1工法) 8-2-11 架設計画(1工法) (1) 適用範囲 (1) 適用範囲 本歩掛は、橋梁上部工の架設計画及び架設工設計に適用する。なお、迂回路等に係わる設計は含 本歩掛は、橋梁上部工の架設計画及び架設工設計に適用する。なお、迂回路等に係わる設計は含 まないものとする。 まないものとする。 (2) 煙進歩掛 (2) 標準歩掛 SA070156 (架設工法Ⅲ) (架設工法Ⅲ) 職種 主任技師技師技師 技師(A)(B)(C) 主 任 技術者 主 任 主任技師技師技師 技師(A)(B)(C) 技師長 技術員 技師長 技術員 技術者 (A) 設計計画 設計計 首 数量計質 数量計算 0.3 報告書作成 0.8 0.8 報告書作成 P250 (注) 1. 棒梁上部工架設工法別工法一覧表の契設工法Ⅲに適用する。 (注) 1. 橋梁上部工架設工法別工法一覧表の架設工法Ⅲに適用する。 (3-2-95)2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁 2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁 上部工の歩掛に含むものとする。 上部工の歩掛に含むものとする。 3. フローティングクレーン工法、台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等 3. フローティングクレーン工法、台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等 第3編 の特殊工法は,対象としない。 の特殊工法は、対象としない。 十木設計業務 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。 第2章 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 十木設計業務 等標準歩掛 1) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが、仮設部材の応力計算、安定計算が必要とな 1) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが、仮設部材の応力計算、安定計算が必要とな る場合(架設工法 1) 第8節 る場合(架設工法 I) 標準歩掛の 190% 標準歩掛の 190% 橋梁設計 2) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の一つの要因となり、かつ仮設部材の応力計算、安定計算が必要と 2) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の一つの要因となり、かつ仮設部材の応力計算、安定計算が必要と なる場合 (架設工法Ⅱ) なる場合 (架設工法Ⅱ) 標準歩掛の 247% 標準歩掛の 247% 3-2-95 3-2-95 250 250

適用基準日:平成30年10月1日

正 蒷 8-3 横断歩道橋詳細設計 8-3 横断歩道橋詳細設計 (1) 標準振掛 (1) 標準歩掛 任技師技師技師 師技術員 任 技師長 技術員 技師長 設計計画 2.0 設計計算 設計計算 2.5 部 10.5 8.5 10.5 13.0 計 図 13.0 数量計算 数量計算 3.5 6.0 4.5 座 煙 計 筧 0.5 0.5 1.0 施工計画 0.5 1.0 0.5 施工計画 1.0 0.5 1.0 1.0 1.0 1.0 報告書作成 1.5 1.5 1.0 27.5 8.5 20.5 20.5 (注) 1 上表け 横断歩道橋設計図集が適用できない歩道橋の設計歩掛である かお 「設計 (注) 1. L表は、横断歩道橋設計図集が適用できない歩道橋の設計歩掛である。なお、「設計 条件の確認」「設計細部事項の検討」「架設計画(トラック(クローラ)クレーンによ 条件の確認」「設計細部事項の検討」「架設計画(トラック(クローラ)クレーンによ る直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設)」については上記に含まれるが、 る直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設) | については上記に含まれるが、 「仮設構造物設計」「橋梁付属物等の設計」は含まないものとする。 「仮設構造物設計」「橋梁付属物等の設計」は含まないものとする。 2. 上表の設計計画の歩掛には関係機関との協議資料作成を含むものとする。但し、比較 2. 上表の設計計画の歩掛には関係機関との協議資料作成を含むものとする。但し、比較 案等の資料が必要な場合は別途計上する。 案等の資料が必要な場合は別途計上する。 P252 3. 標準設計を利用し、一部手直しをする場合は、設計計画、設計計算、設計図、昭春は 3. 標準設計を利用し、一部手直しをする場合は、設計計画、設計計算、設計図、照査は 標準歩掛の80%、数量計算、座標計算、施工計画、報告書作成は標準歩掛の100% (3-2-97)標準歩掛の80%, 数量計算、座標計算、施工計画、報告書作成は標準歩掛の100% 計上する。 計上する。 標準設計を利用する場合は、下記の割増し条件による補正は行わない。 標準設計を利用する場合は、下記の割増し条件による補正は行わない。 第3編 4. 上表の歩掛は直接基礎も含むものとする。なお、杭基礎を必要とする場合は、杭基礎 4. 上表の歩掛は直接基礎も含むものとする。なお、杭基礎を必要とする場合は、杭基礎 の標準歩掛を適用する。 の標準歩掛を適用する。 十木設計業務 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。 第2章 *下記の割増し条件による補正計算;標準歩掛×(1+桁型式による割増し+不静定構造による割 *下記の割増し条件による補正計算:標準歩掛× (1+桁型式による割増し+不静定構造による割 増し+渡架型式による割増し+昇降型式による割増し) 増し+渡架型式による割増し+昇降型式による割増し) 十木設計業務 等標準歩掛 標準歩掛の補正 標準歩掛の補正 1) 桁型式による割増し 1) 桁型式による割増し 第8節 主桁型式による割増しは、C型、I型(T型鋼使用を含む)、H型以外のタイプについて考慮する。 主桁型式による割増しは、C型、I型(T型鋼使用を含む)、H型以外のタイプについて考慮する。 **橋梁設計** 箱桁·PC桁 箱桁·PC桁 +25% 2) 不静定構造による割増し 2) 不静定構造による割増し 連続桁・ラーメン構造 連続桁・ラーメン構造 +20% +20% 3) 渡架型式による割増し(下記型式のうち特殊形状は除く) 3) 渡架型式による割増し(下記型式のうち特殊形状は除く) 一方向構断型・コの字型 +20% 二方向横断型・コの字型 +20% 4) 昇降型式による割増し 昇降型式による割増し 组路式 斜路式 (注) 上記以外による場合及び景観検討は別途計上する。 (注) 上記以外による場合及び景観検討は別途計上する。 \$408030002 (2) 現地踏査 (1業務当り) (2) 現地踏杳 (1業務当り) 師技術員 師技師技(の)技術員 堡 技師長 毒 五技師長 (3) 打合せ (3) 打合せ 中間打合せについては5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ 中間打合せについては5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ 回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。 回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。 3-2-97 3-2-97 252 252